三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	北村　誠悟
変更後	山岸善太郎

(2)　変更年月日　平成二十四年五月二十六日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	北村　誠悟
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十四年五月二十六日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	深沢　和秋、田中　幹夫、堀　英世、近藤　量
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十四年五月二十六日

六(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	北村　誠悟
変更後	山岸善太郎

(2)　変更年月日　平成二十四年五月二十六日

○関東地方整備局告示第二百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
変更後	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	齋藤　潔、小林　崇男
変更後	福島　七郎

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

○中国地方整備局告示第九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び同条第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

別表の項一確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄を次のように改める。

イ	本店　広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ	本店　東広島出張所　広島県東広島市西条土与丸六丁目一番九十二号
ハ	山陰支店　島根県松江市袖師町二番三十八号
ニ	山陰支店　出雲出張所　島根県出雲市渡橋千百二十七番地一
ニ	岡山支店　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ホ	福山支店　広島県福山市西深津町一丁目十番一号
ヘ	山口支店　山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
ト	米子支店　鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
チ	周南支店　山口県周南市岐山通二丁目十六番地
リ	倉敷支店　岡山県倉敷市本町十五番十号
ヌ	広島北支店　広島県広島市安佐南区西原六丁目九―四十―七

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
周南市大字戸田字南椿垰八九八番一から同市大字戸田字南椿垰八九一番一まで	前	五四・〇〇～七二・〇〇メートル
	後	五七・〇〇～九一・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字南椿垰八九八番一から同市大字戸田字南椿垰八九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十三日